

災害救助法の適用を受けた区域を対象とした森林保険の対応について
（令和８年８月13日からの大雨に伴う災害）

（保険契約申込み）

Q1： 今年満期が到来する契約の継続を行うつもりでいたが、令和８年８月13日からの大雨に伴う災害に係る被災で満了日の30日前までに申込みができなかった。
期限を過ぎても継続の契約はできるのか。

A： 今般の継続契約手続きの延長措置に基づき、申出書（別紙）を提出していただき、令和９年２月26日までに保険料を添えて継続契約の申込を行っていただければ、継続による契約ができます。

なお、契約の締結に当たっては、現契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとしますので、責任開始日は現契約満了日の翌日となります。

また、契約条件（付保率など）は現契約と同じ内容になります。

Q2： 今年満期が到来する契約の継続を行うつもりでいたが、令和８年８月13日からの大雨に伴う災害に係る被災で満了日の30日前までに申込みができなかった。

とりあえず、申出書（別紙）の提出だけを行って良いか。その申出は満期日以降でもよいのか。

A： 申出書（別紙）を提出いただくことで、令和９年２月26日まで継続契約の締結手続きが猶予されますので、申出のみを先にしていただくことも可能です。

ただし、申出書を提出後、猶予された期日までに保険料を添えて契約の申込みを行っていただく必要がございます。

（保険金請求）

Q3： 令和８年10月１日に満期が到来した契約について、今般の継続契約手続の延長措置に基づき、令和８年11月中に契約の手続を行うつもりでいたところ、令和８年10月末に森林被害が発生した。これは保険金支払いの対象になるか。

A： 延長措置による継続契約前に、保険金支払いの対象となる災害により、保険契約の森林に損害が発生した場合、損害発生後の手続であっても、令和９年２月26日までに保険契約者から申出書（別紙）が提出され、令和９年２月26日までに保険料を添えて継続による契約の申込みが行われていれば、損害発生前からの契約とみなし、保険金をお支払いすることが可能です。

以上